１７　生徒指導全体計画（甲佐町立龍野小学校の例）

◇日本国憲法・教育基本法
◇教育関係法令
◇学習指導要領
◇県児童・生徒教育指導の指針
◇義務教育課取組の方向
◇上益城教育事務所取組の方向
◇甲佐町学校教育努力目標
◇県人権教育取組の方向
◇町人権教育基本方針
◇いじめ防止対策推進法

【ポイント１】
いじめの定義などが示されている「いじめ防止対策推進法」が記載されています。

本校教育目標

ふるさとに、笑顔広げる
龍野っ子を育てる
志をもち　自らを大切にするとともに

児童の実態

・子どもたちは素直で真面目である。
・自分で考えて行動することに戸惑いがある児童がいる。

保護者・地域の願い

・明るく元気に育ってほしい。みんなと仲良く過ごして学校に通ってほしい。

本　校　生　徒　指　導　の　目　標

本校の教育目標及び経営の方針に基づき、積極的な生徒指導の推進を図り、主体的に判断して行動し、自らの行動に責任をもち、積極的に自己実現をしていこうとする態度を育てる。

本　校　生　徒　指　導　の　指　針

○年間指導計画に基づき、全職員の共通理解のもと、全ての教育活動を通して継続的に実践を行う。
○信頼と愛情に基づく児童の共感的な理解に努め、児童の当面する課題を的確に捉え、多面的な視点から適切な支援・指導を行う。
○基本的生活習慣の定着と日常生活における道徳意識の高揚と実践力を高める。
○「自ら、気づき、考え、行動しよう」のスローガンを通して、学校生活を高
○家庭・地域社会及び関係諸機関との連携を密にして、望ましい教育環境の

【ポイント２】
「学校教育目標」、「本校生徒指導の目標」及び「本校生徒指導の指針」（重点目標等）の３点を関連させて記載されています。

教育相談

・児童理解を深める定期的な教育　相談
・児童の実態に応じた必要時の教　育相談
・専門機関等と連携した教育相談

いじ

・未然に事故や非
・児童の様子につ
・児童の課題につ
・保護者・関係機関との連携

各教科

1 各教科の指導の工夫
・学習意欲を喚起する指導の工夫
・分かる授業の工夫
・個別指導の工夫
・基礎・基本の定着
2 高め合う学習集団づくり
・支持的風土の中で助け合い、支え合うグループづくり
・多様な考え方を認め合う雰囲気づくり
3 学習におけるルールの習慣化
・準備物、提出物の確認の励行
・姿勢、返事などの習慣化

特別の教科（道徳）

1 児童の実態把握
・児童一人一人の細かな人間関係や実態の把握
2 道徳的実践力の定着
・道徳の時間の確保と内容の充実
・国際社会の成員としての資質の向上
・基本的生活習慣の定着
・道徳的態度や判断力の育成
3 指導場面の工夫
・道徳指導の日常化
・体験活動の効果的な活用

特別活動

1 学級活動
・教師･児童及び児童相互間に信頼関係があり、学級の問題や個人の悩みに対して適切な解決を行い、目標を持った生活ができるようにする。
2 児童会活動
・各月の委員会などの役割分担を通し、集団活動の自覚と喜びを持たせる。
・よりよい学校生活を送るために、集団における自発的、自治的な実践活動を通し、自主的な態度を育てる。
3 クラブ活動
・共通の興味関心を追求する活動を行うことで、自主性と社会性を養い、個性の伸長を図る。
4 学校行事
・集団への所属感を深め、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を進める。

日常的活動

1 児童の自発性自主性を喚起する。
・一人一人のよさを発見し励ます。
・児童に目標を持たせ、計画的な指導をする。
・児童の満足感、成就感を大切にする。
2 基本的生活習慣の確立
・あいさつ、言葉遣い、姿勢、そうじ、廊下歩行、礼などの指導
3 学校全体で児童を育てる。
・児童一人一人への言葉かけ
・児童の様子についての共通理解
（木曜日の子どもを語る会）

校　外　生　徒　指　導

○子ども会との連携　○家庭･地域･関係機関との連携　○幼・保、小、中、高の連携